

守谷市障がい者福祉計画（第4期）
守谷市障がい福祉計画（第7期）
守谷市障がい児福祉計画（第3期）

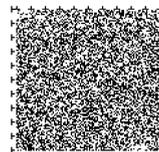
概要版



全てのひとが地域社会で
共生することができるまち

令和6（2024）年3月

守谷市



1 計画策定の概要及び趣旨

本計画は、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。

障がい者福祉計画	障がい福祉計画・障がい児福祉計画
障害者基本法に基づく、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、サービスの必要量を定めるとともに、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者福祉計画の実施計画に相当する計画です。

守谷市では、「障がい者計画」や「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定を通じて、障がい福祉の推進を図っており、平成30年度に「守谷市障がい者福祉計画（第3期）」、令和3年度に「守谷市障がい福祉計画（第6期）・守谷市障がい児福祉計画（第2期）」を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、次期計画である「守谷市障がい者福祉計画（第4期）・守谷市障がい福祉計画（第7期）・守谷市障がい児福祉計画（第3期）」を策定し、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。



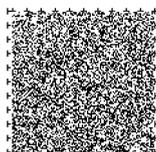
2 計画の位置づけと期間

本計画は、市の最上位計画である「第三次守谷市総合計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本市が策定した「第3期守谷市地域福祉計画」、「第2期守谷市子ども・子育て支援事業計画」、「第9期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・守谷市成年後見制度利用促進基本計画」、「第三次健康もりや21計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



今回策定する「守谷市障がい者福祉計画（第4期）」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画の期間とします。また、「守谷市障がい福祉計画（第7期）・守谷市障がい児福祉計画（第3期）」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画の期間とします。

区分	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障がい者福祉計画	第3期			第4期					
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期		



3 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

全てのひとが地域社会で共生することができるまち

障がいのある人もない人も、全ての市民が住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくためには、地域社会を構成する一人一人が支え合いながら、共に暮らし、共に働き、共に学び、共に憩える地域社会の実現が必要です。



そのために、前計画の基本理念を引き継ぎ、様々な個性を持った全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で共に生きる一員として、相互に支え合い、助け合い、人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指します。

(2) 施策目標

基本理念の実現に向けて、次の三つの施策目標を設定し、分野別に施策を推進します。

① 地域で自立した主体的な生活への支援

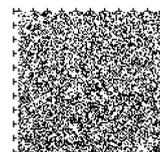
障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されるよう、権利擁護を推進するとともに、地域社会で必要な支援を受けながら自分らしく暮らすことができるよう、自らの選択により必要な保健・医療・福祉の提供が受けられるよう支援体制を整備します。

② 共に築く福祉のまちづくり

全ての市民が相互に支え合い、助け合い、人格と個性を尊重し合いながら住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がいについての理解を深める事業を推進するとともに、多様な支え合いの活動や交流を促します。

③ ライフステージに応じた社会参加の支援と自立

障がいのある人も地域の一員として「共に学び、共に働き、共に地域を創る」ことを基本に捉えながら、障がいの特性やライフステージに応じて療育・教育・就労・社会参加の機会が得られ、一人一人が自立できる施策を推進します。



4 施策の体系

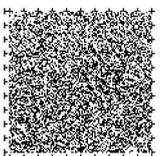
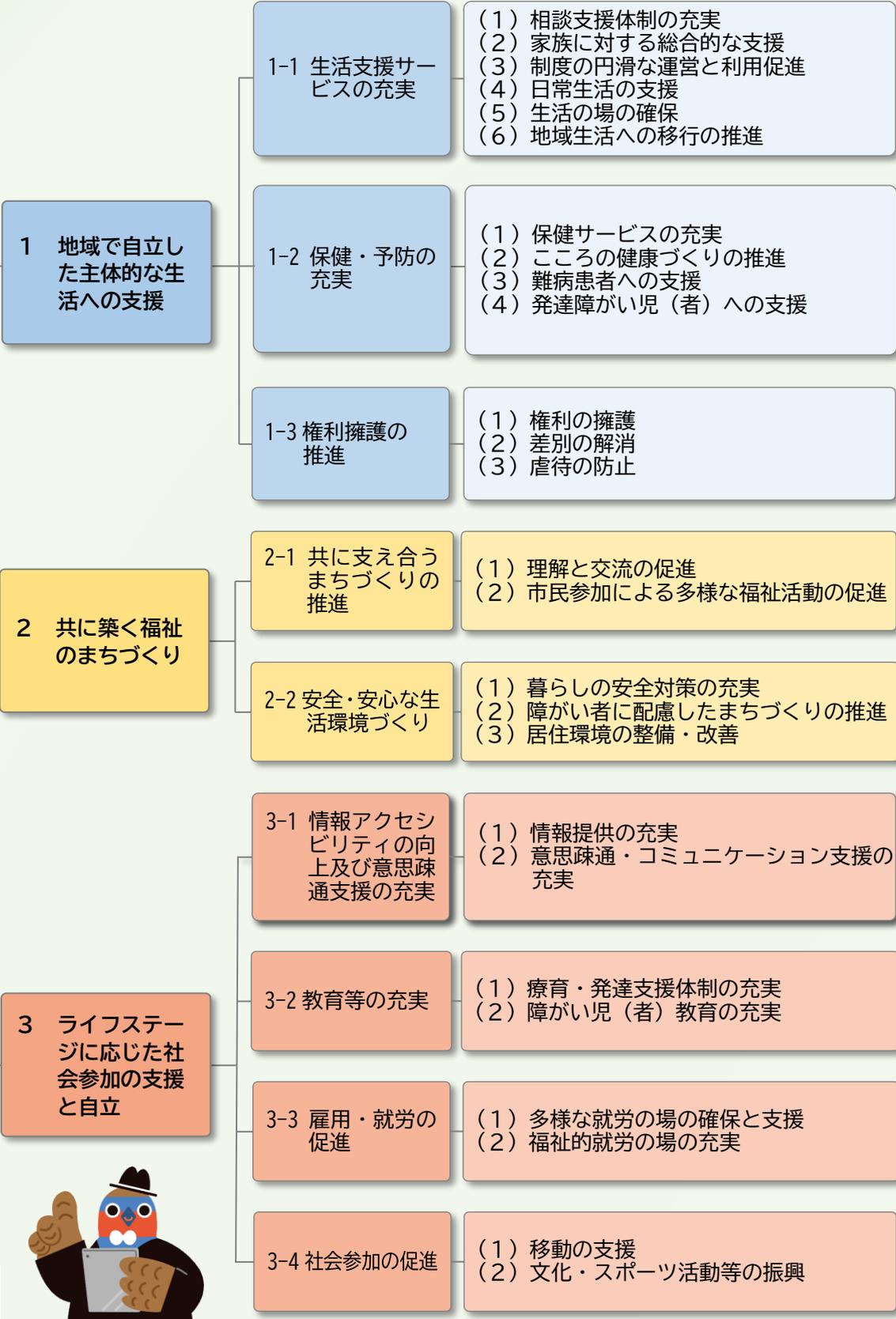
[基本理念]

[施策目標]

[施策の柱]

[施策]

全てのひとが地域社会で共生することができるとまち



5 成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針では、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を令和8年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和4年度末時点から令和8年度末までに5%以上削減することを定めています。

目標値

- ・令和8年度末までの地域生活移行者数 3人
- ・令和8年度末の施設入所者数 42人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、精神障がいのある人の地域定着支援、共同生活援助、自立訓練（生活訓練）等のサービスの充実を図ります。また今後、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置に向け、高齢者担当部署と調整していきます。



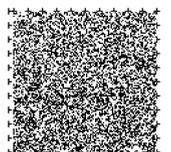
指標	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数	人	1	1	1
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数	人	72	78	85
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	人	12	12	12

(3) 地域生活支援の充実

本市では、強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の整備を目指し、検討を進めます。

目標値（令和8年度）

- ・地域生活支援拠点等コーディネーターの配置人数 1人以上
- ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数 1回
- ・強度行動障がいを有する障がい者の支援体制の整備 整備予定



(4) 福祉的就労等から一般就労への移行等

本市では、障がい者が望む働き方を実現できるよう、就労者の意向を踏まえ、一般就労に向けた継続的な支援が行われるよう環境整備を進めます。

目標値 (令和8年度)

・一般就労移行者数	9人
・一般就労移行者数(就労移行支援)	6人
・一般就労移行者数(就労継続支援A型)	2人
・一般就労移行者数(就労継続支援B型)	1人
・一般就労へ移行した者のうち就労定着支援の利用者数	6人
・就労定着支援事業所のうち就労定着率8割以上の事業所の割合	25%
・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

本市では、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置に向けた検討を進めます。医療的ケア児等コーディネーター及び医療的ケア児支援センターと連携して医療的ケア児の支援体制の確立に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

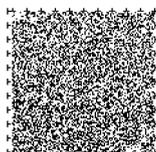
地域自立支援協議会においては、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に取り組むとともに、これらの取組を行うために必要な体制を確保することとしています。本市では、基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援の充実を図っていきます。



(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

本市では、各種研修への市職員への参加等、サービスの質の向上に向けた取組を引き続き実施します。また、審査支払に係る分析結果を事業所や関係自治体等と共有する体制整備を図ります。

指標	単位	見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種研修への市職員の参加者数	人	6	6	7



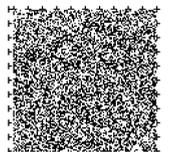
6 障がい福祉サービス等の見込み

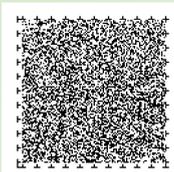
(1) 障がい福祉サービスの見込量

サービス種別・指標		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	居宅介護	人/月	59	61	63
	重度訪問介護	人/月	2	2	2
	同行援護	人/月	4	4	4
	行動援護	人/月	10	10	10
日中活動系	生活介護	人/月	133	139	144
	自立訓練（機能訓練）	人/月	5	5	5
	自立訓練（生活訓練）	人/月	12	12	12
	就労移行支援	人/月	24	24	24
	就労継続支援（A型）	人/月	38	38	38
	就労継続支援（B型）	人/月	131	141	151
	就労定着支援	人/月	12	12	12
	療養介護	人/月	3	3	3
	宿泊型自立訓練	人/月	5	5	5
短期入所	人/月	19	19	19	
居住系	共同生活援助	人/月	98	107	116
	施設入所支援	人/月	43	43	42
相談支援	計画相談支援	人/月	512	545	580

(2) 障がい児通所支援・障がい児相談支援の見込量

サービス種別・指標	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	179	200	223
放課後等デイサービス	人/月	275	322	377
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1
障がい児相談支援	人/月	345	397	456
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	5	5	5





(3) 地域生活支援事業の見込量

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	箇所	2	2	2
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1
成年後見制度利用	件	2	2	2
理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施
意思疎通支援事業				
手話通訳者派遣事業	人/年度	96	96	96
要約筆記者派遣事業	人/年度	3	3	3
日常生活用具給付事業	人/年度	1,247	1,315	1,385
介護・訓練支援用具	人/年度	1	1	1
自立生活支援用具	人/年度	5	5	4
在宅療養等支援用具	人/年度	17	20	22
情報・意思疎通支援用具	人/年度	5	5	5
排せつ管理支援用具	人/年度	1,216	1,281	1,350
居宅生活動作補助用具	人/年度	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人/年度	10	10	10
移動支援事業	実利用者数	20	20	20
	箇所	16	16	16
日中一時支援事業	実利用者数	73	75	78
	箇所	51	51	51
訪問入浴サービス事業	実利用者数	7	7	7
	箇所	4	4	4
地域活動支援センター事業				
機能強化事業Ⅰ型	箇所	1	1	1
機能強化事業Ⅲ型	箇所	1	1	1

7 計画の進行管理

守谷市障がい者福祉計画に掲げる事項については、守谷市保健福祉審議会※1において進行管理を行い、その結果を守谷市地域自立支援協議会※2に報告します。

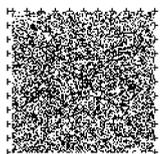
守谷市障がい福祉計画及び守谷市障がい児福祉計画に掲げる事項については、守谷市地域自立支援協議会において進行管理を行い、その結果を守谷市保健福祉審議会に報告します。

進行管理の結果は、市ホームページ等を活用して公表します。

※1 守谷市保健福祉審議会・・・守谷市の保健福祉行政の円滑な運営を目的に、保健福祉団体の代表、学識経験を有するかた、公募による市民等により構成される審議会です。

※2 守谷市地域自立支援協議会・・・関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う会議体のことをいいます。

守谷市障がい者福祉計画（第4期）・守谷市障がい福祉計画（第7期）・守谷市障がい児福祉計画（第3期）
【概要版】



守谷市イメージキャラクター
こじゅまる

発行：令和6(2024)年3月
企画・編集：守谷市社会福祉課 〒302-0198 茨城県守谷市大柏 950 番地の1
TEL：0297-45-1111 (代表) FAX：0297-45-6527
URL：https://www.city.moriya.ibaraki.jp/